

受験資格要件及び添付書類

次の1または2の要介護者への対人援助業務に従事した期間が、**通算して5年以上かつ実勤務日数が900日以上ある者**

1 保健・医療・福祉に関する以下の法定資格に基づく業務

※法定資格取得後（登録日）から試験前日までの実務経験を算入できます。

※要介護者に対する**直接的な対人業務ではない**期間は実務経験には**含まれません**。

（例. 医師の研究職、栄養士の献立作成・調理業務、教員、等）

資格コード	国家資格等	対象業務
1001	医師	資格に基づく対人援助業務
1002	歯科医師	資格に基づく対人援助業務
1003	薬剤師	資格に基づく対人援助業務（服薬指導等）
1004	保健師	資格に基づく対人援助業務
1005	助産師	資格に基づく対人援助業務
1006	看護師	資格に基づく対人援助業務
1007	准看護師	資格に基づく対人援助業務
1008	理学療法士	資格に基づく対人援助業務
1009	作業療法士	資格に基づく対人援助業務
1010	社会福祉士	相談援助業務（指導員等を含む）
1011	介護福祉士	介護業務、看護補助、福祉用具専門相談員、業務コード2000番台以外の相談援助業務
1012	視能訓練士	資格に基づく対人援助業務
1013	義肢装具士	資格に基づく対人援助業務
1014	歯科衛生士	資格に基づく対人援助業務
1015	言語聴覚士	資格に基づく対人援助業務
1016	あん摩マッサージ指圧師	資格に基づく対人援助業務
1017	はり師	資格に基づく対人援助業務
1018	きゅう師	資格に基づく対人援助業務
1019	柔道整復師	資格に基づく対人援助業務
1020	栄養士・管理栄養士	栄養指導等の対人援助業務
1021	精神保健福祉士	相談援助業務（指導員等を含む）

【添付書類】

- (1) 施設、事業者等の長又は代表者が発行する「実務経験証明書」（様式第2号）。
- (2) 国家資格等を証明できる免許証、登録証等の写し（表面・裏面とも添付のこと）。
なお、国家資格等を複数取得している者は、各資格証を添付すること。

2 以下のいずれかの相談援助業務

資格コード	職種（職名）	施設等の種別
2001	生活相談員	特定施設入居者生活介護
		地域密着型特定施設入居者生活介護
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
		介護老人福祉施設
		介護予防特定施設入居者生活介護
2002	支援相談員	介護老人保健施設
2003	相談支援専門員	計画相談支援
		障害児相談支援
2004	主任相談支援員	生活困窮者自立相談支援事業

【添付書類】

施設・事業所等の長又は代表者が発行する「実務経験証明書」（様式第2号）。

※実務経験証明者と本人が同一の場合は、本人が発行した「実務経験証明書」を客観的に証明できる書類(開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等)の写しが必要です。